



令和4年春の火災予防運動の実施中！



四日市市消防本部では、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、3月1日（火）から7日（月）までの7日間に「春の火災予防運動」を実施します。

今一度、以下の内容を確認していただき、火災から大切な命や財産を守りましょう。

期間 令和4年3月1日（火）～3月7日（月）

『おうち時間 家族で点検 火の始末』

（2021年度全国統一防火標語）



●重点項目

- 1 住宅防火対策の推進
- 2 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- 3 放火火災防止対策の推進
- 4 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- 5 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- 6 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- 7 林野火災予防対策の推進



住宅防火 いのちを守る 10のポイント

～4つの習慣～

- 1 寝たばこは、絶対にしない、させない
- 2 ストーブの周りに燃えやすいものを置かない
- 3 こんろを使うときは火のそばを離れない
- 4 コンセントはほこりを清掃し、不必要的プラグは抜く



「住宅防火 いのちを守る 10のポイント」（総務省消防庁）

https://www.fdma.go.jp/relocation/html/life/yobou_contents/materials/pdf/16_10points.pdf を加工して作成

～6つの対策～

- 1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する
- 2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- 3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防炎品を使用する
- 4 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく
- 5 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
- 6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う



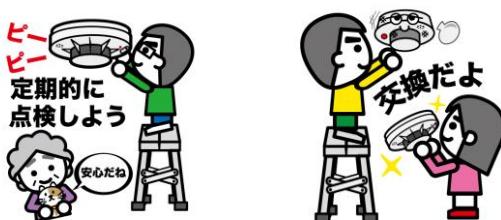
「住宅防火 いのちを守る 10のポイント」（総務省消防庁）

https://www.fdma.go.jp/relocation/html/life/yobou_contents/materials/pdf/16_10points.pdf を加工して作成



住宅用火災警報器の点検していますか？

住宅用火災警報器が適切に作動するか点検ボタンを押すなどして確認し、定期的にほこりなどをふき取りましょう。



住宅用火災警報器の
交換目安は10年です。

